

新たな非営利法人に関する課税及び寄附金税制についての基本的考え方（概要）

〔平成 17 年 6 月 17 日 税制調査会基礎問題小委員会・非営利法人課税WG〕

基本的な考え方

- 公益法人制度改革を契機に、「あるべき税制」の一環として、「新たな非営利法人制度」とこれに関連する税制を整合的に再設計し、寄附金税制の抜本的改革を含め、「民間が担う公共」を支えるための税制の構築を目指す。（官から民へ）

非営利法人に対する課税のあり方

● 「公益性を有する非営利法人」に対する課税

- 「第三者機関」による適切な公益性判断や事後チェックの仕組みを前提に、「公益性を有する非営利法人」について、「第三者機関」による公益性の判断をもって法人税法上の公益法人等として取り扱う方向で検討。
- その課税上の取扱いはや収益事業課税（営利法人と競合関係にある事業のみに課税）とする方向で検討。

（注）学校法人、社会福祉法人、宗教法人、NPO法人等の課税上の取扱いは、当面現行どおりとする。

- 公益性判断が取り消された場合、税制優遇措置により蓄積された財産に対する課税等を検討。

● 「公益性を有する非営利法人」以外の非営利法人に対する課税

- 「専ら会員のための共益的活動を行う非営利法人」（例：同窓会）の場合、会員からの会費について非課税とする方向で検討。
- 「公益性を有する非営利法人」でも「専ら会員のための共益的活動を行う非営利法人」でもない非営利法人は営利法人と同等の課税とする方向で検討。

● 公益法人等に共通する課税上の諸論点

- 公益法人等の課税対象所得の範囲（収益事業課税方式：現行 33 業種に限定）
- 軽減税率及びみなし寄附金制度（税率：22%、みなし寄附金の損金算入率：所得の 20%）
- 利子・配当等の金融資産収益に対する課税

寄附金税制のあり方

● 寄附金優遇の対象法人の範囲等

- 「第三者機関」の判断により「公益性を有する非営利法人」とされれば、税制上、基本的に寄附金優遇の対象法人として取り扱う方向で検討。

● 寄附金控除等の拡充等（所得税、法人税、相続税）

● 地方公共団体の判断で寄附金控除を拡充できる仕組みの検討（個人住民税）

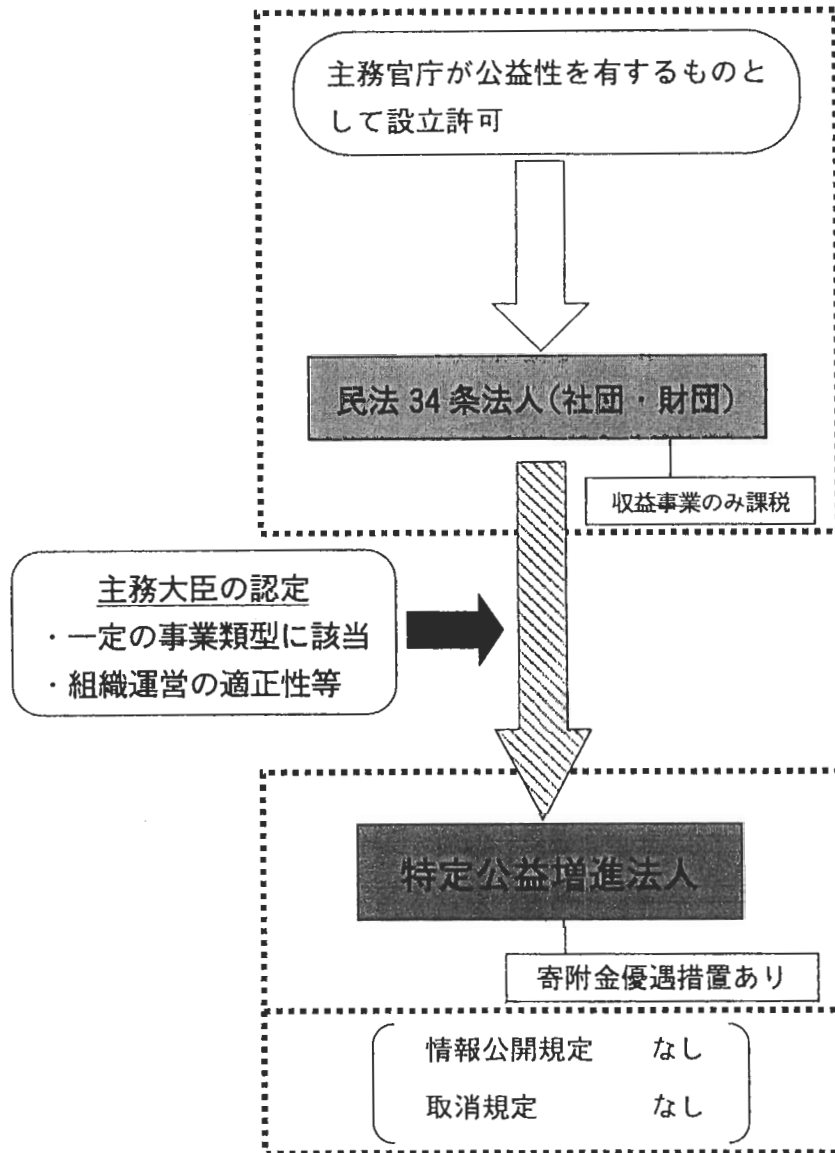
非営利法人制度（私法上の建付け）の概要について

	〔現行制度〕		〔新制度（検討の方向）〕			（参考）
	社団法人・財団法人 （民法 34 条）	中間法人 （中間法人法）	一般社団・財団法人／公益社団・財団法人 （一般社団法人及び一般財団法人に関する法律／ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律）			株式会社 （会社法）
（利益分配）	不可 （非営利）	不可 （非営利）	不可（非営利）			可 （営利）
（事業目的）	公益	社員に共通する利益 （具体的制限なし）	公益	その他（具体的制限なし）		商行為 （制限なし）
（設立等）	主務官庁の許可	登記（準則主義）	登記（準則主義）、か つ、公益認定等委員会 による公益性判断	登記（準則主義）		登記（準則主義）
（残余財産の分配）	国・地方公共団体、類 似の公益法人に限定	制限なし	国・地方公共団体、類 似の公益法人に限定	制限なし		株主等
（監督等）	あり	なし	あり	なし		なし
（課税ベース）	収益事業のみ 課税	すべての所得に 対して課税	収益事業のみ 課税	会費非課税 その他課税	すべての所得に 対して課税	すべての所得に 対して課税

※公益性要件のチェック

公益法人制度改革への税制上の対応のイメージ

【現 行】



【新制度イメージ】

